

消費者金融と犯罪

—サラ金規制法制定をめぐる諸問題—

重 松 一 義

- 〈目 次〉 一 消費者金融の本質と目的
 二 消費者金融の異常拡大とその素因
 三 消費者金融にみる犯罪の実態
 四 消費者金融にからむ犯罪対策

一 消費者金融の本質と目的

人生には災難・病難・失業など、さまざまな問題に対処しなければならない場合がある。しかしながら、近年、単なる金融問題にとどまらない“サラ金地獄”といわれる借金問題は、局限された個人のみの問題ではなく、大きな社会問題となっている。

ただ借金と質の問題というものは今に始まった問題ではなく、古く奈良・平安の時代には私出拳しすいこという名の高利貸があり、竹取物語にも「若し、黄金賜はぬものならば、衣の志ち返したべ」という志ち（質）という表現がみられる。鎌倉・室町の時代においては借上かりあげ・土倉・酒屋と呼ぶ高利貸があり、江戸時代に入ってから、質・質入からすがね・烏金・百一文（朝百文借りて夕方百一文にして返済する方式であるためこの名がある）などと呼ばれ、狂言にも財産にともなる質草の題材は多い。井原西鶴の『世間胸算用』などでは、

明ければ十二月廿九日の朝。寢所よりも大笑ひして、「さてもさても、けふと明日とのいそがしき中に、死んだ親仁の欲の夢見。あの三ツ具足お寺へあげよ。後の世迄も欲が止め事ぞ」と、親をそしるうちに、諸方の借錢乞山しやくせんごいのごとし。何とか埒らちを明る事ぞと思ひしに、近年銀なしの商人共あきんど、手前に金銀有ときは利なしに両替屋へ預け、又入時は借る為にして、ござかしきもの振

手形といふ事を仕出して、手廻しのたがひによき事なり。此亭主も其心得にして、霜月の末より、銀式拾五貫目念比なる両替屋へ預け置、大払の時、米屋も呉服屋も、味曾屋紙屋も肴屋も、観音講の出し前も、揚屋の銀も、乞にくるほどの者に、「其両替屋で請とれ」と、振手形一枚つつ渡して、万仕廻ふたとて年籠りの住吉参、胸には波のたたぬ間もなし。（巻一・問屋の寛闊女の項）

とあり、店を構えた一応の商人でも振手形で年を越している様子が描かれており、ましてや裏長屋の庶民のやりくり算段は、「大晦日の小質屋は泪」（西鶴）と記している。質草（担保）をとって金を貸す質屋という商売は、このように、早くも奈良・平安の時代に発祥、江戸時代に入って急速に庶民金融として拡まっている。この質屋はヨーロッパにおいても古くからあり、フランスでは質屋にゆくことを「おばさんの家に行く」と呼ばれている。その由来は「ルイ・フィリップ王の息子、ジョワンビル侯が小遣いに困り、おばのアデレイド夫人から宝石をかたに金を借りたからともいわれる。フランスの質屋は1777年、ルイ16世が高利貸の弊害をなくそうと“慈善銀行”を開いたのが始まり。1918年には“公営質店”となり、公務員は給料を担保に借りられるようになった」（昭和58年5月25日読売新聞記事・らいふすたいる欄・パリ・深沢特派員筆）といわれ、アメリカにおいても、19世紀後半の工業の進展にもなつて悪質な高利貸が増え、このため慈善家は正当な金利で貸付けをおこない、今日は健全な消費者金融会社にまで成長を遂げている。

大槻文彦の字典『大言海』（富山房）によれば、「質」とは「約束を守るべき証として、他に渡しておくも、違うれば、其物を償いとする意なり」、「物を質として、金銭を貸借すること、カタ」と説明せられている。ところで質草が不用で手軽に借りられるサラリーマン・ローン（サラ金）の大衆への浸透というものは、そうした金銭貸借の経済ルールを大きく変えている。それは近代の貸借が信用を中心とした債権債務へと、理論的にも手続的にも発達し、経済学の教科書においても、例えば、近代的信用の特徴を、

信用＝貸借をごく形式的にいうと、一方が他方に将来の給付を期待して財貨を委ねる関係である。

と定義づけながら、

借り手の給付義務は、貸し手の所有権にもとづく物権的請求権に対応する義務としてではなく、合意すなわち契約にもとづく義務として観念されるのが原則となっている。契約にもとづく給付の請求権の一般的形態は債権である。すなわち、信用が私的所有の発展形態でありながら、それが契約にもとづく債権関係として現象するのが、すぐれた近代的信用の法的特徴である。信用は返済の意思への信頼であるとしばしばいわれるが、それならば、物の事実支配の力をかりず、所有権にもとづかず、契約に基礎をおく近代的信用こそ、まさに信用の名に値する⁽¹⁾。

とのべられているが如くである。云うまでもなく、自由主義的資本制秩序における企業取引の任意法の原則、企業取引の法典（あるいは裁判所⁽²⁾）からの逃避といわれる理論・体制から、おのずとよって来たるものであり、サラリーマン金融を含め、今日で云う小口の庶民金融は、こうした理論の裏打ちのもと、社会的要請に応えるものである。「私たちは失望の商人。いつも期待するより安い値しかつけれない」というフランスの「おばさんの家」（前掲らいつたいる欄記事）、あるいはアメリカの慈善家により創立された低所得者層を対象とした貸付協会や小口金融会社こそ、サラ金のルーツであり本来の目的であった。

二 消費者金融の異常拡大とその素因

しかしながら、この沿革的にも温かい信用制度として、ささやかに存続した庶民金融が、巨大な企業性をもって株式市場に名乗りをあげようとするまでに異常な成長を示し、借り手は四苦八苦の“サラ金地獄”で、自殺・犯罪へと追い込まれている世相をみせている。これは余りに皮肉なことであり悲惨なことである。このサラリーマンローンが急成長した背景には色々な素因が挙げられるが、ひとくちについて価値観の変化ということが挙げられよう。戦後の高度経済成長により、物はあり余るほど氾濫し、“消費者の物離れ感覚”が、欲しくない物はタダでもいらぬ、欲しい物はサラ金で借りてでも買うという、いわば“借金は収入の先取り”という金銭感覚が定着していることを裏付けるものであ

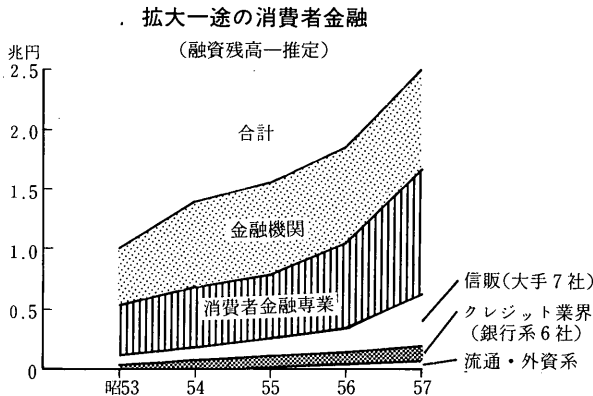
る。これは戦後，“丸井”など月賦販売デパートの普及などにより，消費者（利用者）が，必要な物，必要な生活用途にタイミングよく金を使うという金銭哲学を身につけ，支払いは月賦もしくはあとに繰り延べるという消費感覚。消費態度になっていった結果といえる。

これが石油ショック以来，長期不況に変化してゆくと共に，サラ金業者が急成長，駅頭，新聞や雑誌，さらには電柱にまで「Yen Shop XX」（社団法人・庶民金融業協会会員/日本消費者金融協会〔JCFA〕会員），“安心の低金利。月利息3分4厘5毛以下です（月利3.45%，年利41.975%），目的に合わせて上手にローンをお選びください，スポーツの季節……交通費やプレイ費用に。国内旅行や海外旅行のお小遣いや諸費用に，受験準備は怠りなく……教育費用や入学金に，各種免許取得カーライフ費用などに，ほんとうの独立……披露宴や支度金などにと，誘蛾灯のごとく消費者の心をとらえ，揺さぶる広告文がちりばめられている。その手続として，御申込み時にご持参頂く書類，①住民票，②商業登記簿謄本，③土地・建物の登記簿謄本，④納税申告書及び決算書（最近3ケ年），⑤金融機関等借入残高証明書。ご契約時にご用意頂く書類，①実印，②印鑑証明書（2通），③権利証を示し，ご来店を心よりお待ちしておりますとある。これは業界トップクラスのYen Shopの広告文。チラシであって，こうした詳細な条件を記すものは稀な部類である。通常は“お金貸します，担保・保証人不要”といった類いである。この短期・小口で手続きが簡単，担保も保証人も不要という個人へのストレートな与信という融資システムが，何より庶民受けした素因であり，特に一時の困窮や遊興・買物に便利なものとして，現代生活にピッタリと適合，特にニューファミリー層を中心とした世代に大きく受け入れられたとみられる。

さらに，このサラ金業界を急成長させた素因には，大手の銀行などからの資金ルートがあり，資金調達力に事欠かない背景があることである。サラ金業界のトップにある「武富士」についての素顔をみても，「43年に有限会社武富士商事（資本金300万円）を設立したのを皮切りに，45年ユタカ（資本金500万円），ヤマトローンサービス（資本金500万円），東宝ローンサービスと次々に新会社を設立」，「イメージアップ作戦では昭和53年2月27日から，愛称を従来のロー

ン武富士から¥(エン) ショップ武富士に」, 「53年度新入社員 76 人, 大卒初任給 14 万 8 千円, 昨年度年商 14 億円, 社長の年収がざっと 7,000 万円, 本社は日本一のノッポビル池袋サンシャイン 60 の 18 階のワンフロアを全部占める」, 「東京相互銀行からすでに常務以下 4 人の経営陣が派遣されており, 同行の保証が急速な出店を助けているというのが消息筋の見方」と報ぜられている。これは他の大手サラ金業「プロミス」, 「レイク」, 「マルイト」, 「アコム」, 「ローンズワールド」, 「日本トータルクレジット」, 「ダイヤモンドリース」, 「泉州興業」, 「ローンズ日立」, 「ヤタガイ」, 「日本キャッシュ」, 「本田ちよ」, 「三和ファイナンス」, などにおいても同様で, ここにサラ金地獄を促す最大の元兇は銀行を中心とした過剰融資競争が内幕としてあるのである。

これら銀行・信販などの消費者金融市場への資金供給が本格的に始まったのは昭和 52 年から 53 年にかけてであり, 長引く低経済成長が定着し, 個人の住宅ローンと消費ローンが急増したことに着目せられたからである。ここに法人の資金需要が冷え込んだ大手銀行・都銀・地銀が積極的に動き出した要因があり, 法人への長期貸付が不透明な長期信用銀行も同じく, 限界金融機関の相互銀行でも貸付地域の障壁が除かれたとはいえ, 新しい貸付先として高金利なサラ金市場は格好の場であった。また販売金融(債権買収)が伸び悩んでいた信



消費者金融白書 (日本消費者金融協会)
週刊東洋経済・昭和58年 5 月 14 日号より

販（クレジット）や、その他、流通系・外資系も同調していったことはいうまでもなく、大手証券会社もサラ金業者の大株主としてその地位を占めるに至っている。

サラ金への過剰融資競争は、こうした大資本のバックアップのみではなく、戦術的には、第一に貸付口座1件当りの貸付け額増加にあり、限界ラインの30万円をはるかに超えており、第二には店舗数の拡大で、大手サラ金業者においては人口3万ないし4万の小都市にまでネットワークを拡げている。その第三には店別のノルマ指令である。ノルマについては「サラ金の場合は支店別経営になっており、店長のサジ加減一つで決まる。まして、ノルマを与えられれば、貸し出す際にその一部を返済する形にして、返済延滞を先送りしながら成績を上げていくこともできる⁽⁴⁾」。「本社の資金調達額にもとづいて営業の統括本部から毎月全店にノルマの指令が出る。昨年の月間ノルマは大きな店で6,000万円から8,000万円。正常な融資ではとても消化できる額ではない。店長の決裁枠はノルマの急増に伴って1件70万円まで引き上げられた」（武富士元支店長の証言。会社側は融資枠の設定を否定）、「過酷なノルマを達成するため信用情報機関のデータを引き出して、利子の高い他業者の分を返済させる肩代わり融資やまとめ融資、同じ客を支店同士でたらい回しする集中融資などは常識。顧客に新しい客を紹介させ、その人数によって景品を出す“紹介業務”というのまであった」「職業や年齢などによって融資を断ったり、貸し付けの際の注意事項を盛り込んだ融資基準はある。しかし昨年7、8月のキャンペーンの際は、全部忘れろ、といった本部指令が出た」（武富士元支店長の証言。会社側は否定）、「武富士には超A、A、B、Cという四つの暗号指令がある。超Aは来店者ならだれでもかまわないから貸せ、Aは選別して積極的に貸せ、Bは普通、Cは融資を引き締めろ、という合図です。本部の資金は、たっぷりあるからいつも超AかA。現場は恐らくノルマ潰けで息抜く暇もなかったはず」（武富士元本社経営スタッフの証言。会社側は超Aの存在を否定。以上、西沢正史『サラ金』③昭和58年5月26日読売新聞記事）といった報道記事も掲げられ、これら類似の記事は無数にみられる実状にある。そうして、これらサラ金業者間の情報交換と客の所得・信用調査は、首都圏に例をとればJDB（ジャパン・データバ

ンク・719社2,573営業所加盟)により行なわれている。加盟率は全体の70%であるから未加盟のデータ無視の無差別融資業者も数多くあるわけである。サラ金への過剰融資のメカニズムはこのようなものであり、このようにして多重債務者が累積、不良債権も累積していることを知り得よう。したがって、ここに従来の有価証券偽造同行使詐欺・保険金詐欺・破産詐欺背任・業務上横領といった典型的・伝統的な金融犯罪と違った、新しい犯罪形態を提起しているのである。

ヴィクセルの『利子と物価』以来、ケインズの『一般理論』までを一貫している金融政策の基本的命題は、

- (1)中央銀行の利子率変更は、それと対応的な商業銀行の利子率変更をひきおこすこと。
- (2)長・短あらゆる利子率の体系が全面的且つ同時に連動すること。
- (3)利子率変化に対して、資金コスト観点から、借手と貯蓄者とが弾力的に反応すること。⁽⁵⁾

といった学術テキストとして学ぶ公式の金融論では律し得ない逸脱した金融の実情を犯罪面にもみるのである。

三 消費者金融にみる犯罪の実態

この消費者金融を犯罪面から把えるデータとしては『警察白書』『犯罪白書』が身近に参照できるが、昭和53年度の警察白書での金融事犯検挙状況では、高金利事犯が860件と最も多く、全体の67.6%を占めており、次いで無届貸金業事犯307件(24.1%)、預り金事犯39件(3.1%)等となっている(同書175頁)。サラ金業が大きく台頭し躍進し始めた頃の取締状況である。これが昭和56年度(134頁)・57年度(67頁)の犯罪白書になると、金融機関強盗の問題を特別調査項目として採りあげるに至り、それだけ社会的な注目を浴びてきたことを物語るものである。すなわち昭和54年1月1日から昭和55年6月30日までの1年6月の期間内に全国で発生した金融機関強盗188件(うち調査回答数169件)の回答数を法務総合研究所で分析した結果によれば、金融機関強盗169件のう

ち、郵便局が約半数の 80 件を占め、次いで銀行(相互銀行を含む)49 件、信用金庫 30 件の順になっている。事件発生時間帯を見ると、「開店中(午後)」が 34.9%で最も多く、次いで「開店中(午前)」の 24.3%、「閉店直前」の 17.2%、「閉店直後」の 11.2%の順となっている。また月別発生件数としては 5 月・8 月・12 月が 10%を越える比率となっている。⁽⁶⁾なお最も注目すべきデータは次のような犯行時年齢層・犯行時職業・犯行動機である。

ところで、サラ金問題の終末は、こうした強盗という攻撃型のもは極端な例外として、その殆んどは“サラ金地獄”へ段階的に陥ってゆく自爆的症候群として見るべきものが多いといえよう。例えば症状別被害類型を、第一期(初期)症状「月々の返済金と返済能力とのバランスがころうじて保たれているが、この期間が続くと借主が疲弊し危険に陥る状態をいう」、第二期(中期)症状「借金と返済能力のバランスが崩れ、借主の負債額が急激に増加していく時期をいう」、第三期(末期)症状「借主にとって、これ以上新たに借金をすることは不可能となり、連日サラ金業者の“厳しい取り立て”が家族や職場に行なわれ、借主の生活が危機に陥った状態をいう⁽⁷⁾」として把え考察する論考がみられ、筆者も同様に講義などでは三段階サラ金症候群として「初期段階と類型」、「中期段階と類型」、「末期段階と類型」として説明を試みてきたものである。

いま、具体例を知るうえから、その末期の類型の実例を追ってみることにしよう。

〔貧窮を原因とする破綻の類型〕

主婦の家計の一時の間に合わせ、あと月給まで 3 日間が一寸不足といった類いが思わぬ金額にふくれ上ってという例も多い。「愛知県で会社員の妻が夫に内緒で生活費のため数人の貸金業者から法定利率の 2、3 倍の高金利で借り、借金返済のため借金を重ねるなどしていたため、1 年後には数百万円の借金となり、貸金業者からの厳しい取り立てに耐え切れず将来を悲観して、次女(1 年 11 月)を絞殺し、自分も自殺を図った」(昭和 53 年度版犯罪白書 176 頁)といった例が典型で、一家心中を選ぶ例も多い。

また横浜市で、主婦が 2 人組の強盗に脅され、信用金庫から 75 万円を引き出

金融機関強盗犯人の犯行動機

(昭和54年1月～55年6月)

犯行動機	人員	構成比
総数	128	100.0
遊興費欲しさ	34	26.6
ギャンブル	10	7.8
商品購入	3	2.3
旅行	3	2.3
バー等での遊興	6	4.7
その他・不明	12	9.4
借金返済	53	41.4
サラリーマン金融 からの借金	34	26.6
他の金融機関 からの借金	8	6.3
友人・知人からの 借金	10	7.8
不明	1	0.8
生活に窮して	30	23.4
会社・事業の 経営不振	3	2.3
倒産による失業	2	1.6
その他の生活苦	25	19.5
その他・不明	11	8.6

注 法務総合研究所の調査による。
昭和56年版「犯罪白書」147頁所掲。

サラ金利用者の職業

会社員	事務	24	28.9%
	現業	19	22.9
公務員	事務	2	2.4
	現業	2	2.4
自営業		15	18.1
主婦		6	7.2
自由業		3	3.6
学生		1	1.2
失業中		10	12.0
不明		1	1.2
計		83	100.0

小田晋「サラ金地獄の心理と病理」
(経済往来, 1983年6月号77頁より)。

し、その金を奪われたという事件は、実はマイホーム・ローンの返済に困って夫に内証でサラ金に手を出した主婦の狂言とわかった。横浜・緑署では軽犯罪法違反容疑（虚偽申告）で事情を聞いているが、隣家の子供を預って家計を助けるなど、苦勞の末の“犯行”だった。調べによると、この主婦は横浜市緑区、A子（49歳）。届け出があった後、A子から緑署が詳しく事情を聞いたが、供述につじつまの合わない点が多く、追及した結果、狂言であったことを認めた。自供によると、A子は、この日午前11時半過ぎ、信用金庫で金をおろし、そのまま横浜線小机駅から鴨居駅へ行き、派出所に駆け込んだ。署員と自宅に戻った際、すきを見て押し入れに金を隠した。A子は、海運会社に勤める夫と、中・高校生の息子2人の4人家族。昨年11月、ローンで1,000万円ほど借金をしてマイホームを買ったが、夫の月給約25万円だけでは返済できず、さらに不況でボーナスもなく、生活が苦しくなった。このため、子守などをして家計を助ける一方、夫に内証で市内数ヶ所のサラ金業者から借金を重ねた。このため80万円ほどにふくれ上がり、「夫に気付かれずに早くサラ金を清算したい」と思ってウソをついたという（昭和53年11月7日読売新聞記事）。

〔家庭の不和を原因とする破綻の類型〕

昭和58年5月25日、千葉県柏市の会社員Aが首をつって死んでおり、小学4年生の長男（9歳）が首を絞められて死んでいた。柏署の調べによると、Aは2年前に妻と離婚、長男と2人暮らし、同市内のサラ金業者7社から約300万円に上る借金があり、自宅や会社にも、返済の催促が来ていた。また、「生活に疲れた」という内容の遺書が残されていた（昭和58年5月25日毎日新聞夕刊）。

また昭和58年4月5日、埼玉県川越市において借金苦で妻に逃げられ、夫は残された2児に重石をつけ残酷にも川に生きたまま投げ捨てるという事件がある（昭和58年5月25日朝日新聞夕刊）。

〔利欲・愛欲を原因とする破綻の類型〕

昭和58年2月、昭和石油の元重役新津専吉さんら一家3人が甥のSに惨殺され、同月11日にSが逮捕された。これは被害者の伯父新津さんにサラ金の借財

の肩代りを頼み拒否されたことを恨んでの犯行であったという。また、昭和58年5月25日東京都足立区西新井のアパートで男性が首などを刺されて死んでいた。一方、同日江戸川区清新町の都営アパート10階建の2階ベランダに女の人が倒れていた。警察の調べによると男性のAは2月頃より愛人ができ、サラ金やクレジット会社から約460万円の借金があった。義母の文子はこれを苦にしていたらしく、同日午前4時半すぎにも、仕事から帰ったAに注意した。2階6畳間の小引出しには、文子の字で「お金はこれで全部です。もう疲れました」という走り書きと、現金40万6,000円が残してあった。警察は文子が無理心中しようと寝ていたAの頭に石をぶつけ、刃物で首を切って殺したあと、自分も飛び降り自殺したとみている（昭和58年5月26日朝日新聞記事）。

〔浪費・無計画を原因とする破綻の類型〕

昭和54年5月26日、大阪のOLであるK子がある大手ミシン会社に入社、間もなく先輩OLに見習って1枚のクレジット・カードを手に入れた。1枚のカードで物を買えば金も借りられる。新人OLにひそんでいる消費意欲をかき立てずにはおかない。2度の旅行、テニス用具、化粧品、衣類と、支払いも考えずに買い、1年も過ぎたころ1社だけで90万円にも達した。そうして57年早々、ついにサラ金の扉をたたき。そこで借金を返すために借り、その借金を返すためにまた借りまくった。借金による自転車操業、サラ金地獄の典型的なパターンである。しかしこの間でも、高価な電子オルガンを買ったり、流行のファッションに身を固めていたというからその虚栄心と止めどもない浪費癖は啞然とするのみで、女心はわからない。57年11月、経理ができるK子はオープンしたばかりのサラ金会社に転職した。「お給料が2万円高い。ただそれだけの理由でした」。そして夜は「10万円かせぐため」スナックでバイトもした。この間、母親は無断で彼女のカードを持ち出し、60万円近い買い物をしている。母親もまたすでに300万円を越す借金をかかえ四苦八苦の状態ということで破滅の軌跡をたどっている（昭和58年5月22日読売新聞記事）。

〔ギャンブルを原因とする破綻の類型〕

単なる遊興費によるものと違い、ギャンブルによるサラ金悲劇は急転直下型といえる。これは男に多くサラ金地獄の4割を占めている。古く昭和53年には、競輪にこって複数の業者から元金200万円を借りたことがわかり妻と離婚、ガス自殺した公務員(広島)、競艇、マージャンの赤字を埋めるためサラ金2社をはじめ不動産屋、知人などから計約1,000万円を借り、返済できず自殺した自動車販売店主(金沢)などの例がある(昭和53年10月13日読売新聞記事)。

昭和58年4月14日、東京・渋谷の旅館でコール・ガールを殺害した事件は、大のギャンブル狂で、彼はサラ金を初めて訪れたのは再就職してから5ヶ月後の昭和56年8月10日のことであった。身分証明書や健康保険証を見せるだけで21万円の現金を手にすることができた。これは当時の2ヶ月分の月収に相当するものであった。以後一年半で322万円の借金がかさみ、その返済にコール・ガール襲撃を思いついたのだ。4月14日昼過ぎ、渋谷の旅館に呼んだ女を包丁でめった突きにして殺したが、女が持っていたのはつり銭のわずか5,000円だけ、彼が自首したのは2日後であった(昭和58年5月22日読売新聞記事)。

〔不況を原因とする破綻の類型〕

低迷する経済のもとサラ金による借金で倒産した事例は枚挙にいとまがなく省記するが、今日でも土地投機などに巨額の借入金を抱えた商社・不動産業など、今や売りたいくても売れず、銀行が手を引けば瞬時に倒産すること必定の会社は無数である。

〔連帯保証を原因とする破綻の類型〕

隣人の借金(250万)の保証人となったところ、借り主が“夜逃げ”したため業者から返済を迫られ、毎月4万円をとられた末に思い余って車の排ガスで自殺した公務員(群馬)などの例があり(昭和53年10月13日読売新聞記事)、こうした事例は意外に多い。昭和51年に東京都西多摩郡瑞穂町のタクシー運転手仲間5、6人が競馬・競輪などの遊び資金のため互いに連帯保証人となり合

い、都内のサラ金業者などから数百万円を借りていたが、仲間が全部逃げ、ポンヤリと残っていたSが返済に困り、詐欺を働き逮捕されたという“サラ金の連帯弱し”という事例もある（昭和51年11月1日読売新聞記事）。

このように、多くの事例をみるにつけ、サラ金地獄といわれるものは、その発端となる動機と起った結果に余りにも段差があり、不釣合いなケースも多いとみられるもので、精神病理学的現象としては「優柔不断な人間に危険性がある」、⁽⁸⁾「自己破壊型性格の人間に多い」、「低所得者に多額債務者が多い」という分析がなされている。これも注目されることである。

それにしても、近年のサラ金業者の取立には悪辣なものが多く、通常は、まず①電話での連絡（支払期限切れの翌日）、②葉書による催促か電報による催促（支払期限切れの日から2～7日目頃）、③集金訪問・保証人との交渉（支払期限切れの日から1～2週間目）、④訴状決定通知（支払期限切れの日から15～20日目）という回収手順を踏むものであるが、期限切れと同時に職場への電話催促はもとより、早朝・深夜の訪問、暴力団に委ねた威圧的徴収、監禁・脅迫・写真入りの手配書のはりつけ等々が各所で起っている。ここでは悪質取立てについてごく数例を示しておこう。

〔例1〕 サラ金業者が蒸発した両親に代わり、小学2年生（8歳）の児童の通う小学校宛に催促状を送りつけた事件がある。これは広島県福山市内の業者が貸金を回収するため、小学校を宛先とし「2年生〇〇君」宛、催促の手紙1通、はがき2枚を出していた。はがきは表と裏に大きく黒や赤のフェルトペンで「弁済期日過ぎた。至急入金されたし。貸金請求！」と書かれ、「お父さん、お母さんに連絡して下さいね」と添え書きしてあった。学校側では、すっかり困って担任の先生が、他の児童にわからないように配慮して教室でこっそり長男に渡したという。長男が持ち帰ったはがきを受け取った親類がこのほど、広島県民相談課を通じて同県金融課に相談、金融課ではすぐに実情を調べ、A社の社長に対して「やり方があまりにも行き過ぎ、子どもの心に悪影響を与える」と厳重に注意。広島県警防犯少年課も福山東署を通じて注意を与えた（昭和53

年11月10日読売新聞夕刊)。

〔例2〕 サラ金取り立てのため、食って寝て18日という居候事件である。倒産した元鉄工所経営者から300万円の貸金を取り戻すため“取り立て人”をその家へ送り込んで18日間も泊らせ、しつこく催促し続けていたサラ金業者と取り立て男が23日、住居侵入(不退去罪)の疑いで静岡・焼津署に逮捕された。Aさんが「今は返す金がない」と断ると、Hは「担保に取った家だから」と、その夜からMをAさん方に寝泊りされ、借金の取り立てと他の債権者が、Aさんの資産を勝手に処分しないよう監視させた。Mは、ほかのサラ金業者から借りた100万円前後をHに肩代わりしてもらった弱味があり、取り立て役になって5日夜からAさん宅玄関わきの6畳間を占拠して泊まり込み、午前と午後の2回、Hと電話連絡を取っていた。18日、同署に「Aさん宅に暴力金融業者が入り込んで困っている」という匿名電話があり、事件が発覚した。この間、Mはテレビなどを見てAさんの妻に作らせた昼食を食べ、わが家のようにゴロゴロしていた。Hは、夫妻が寝ようとしている時間帯を狙ってやって来て、「さあどうする。早く返せ」としつこく催促し、Aさんが「帰って下さい」というと、「この家はおれたちのもの、お前らが出て行け」とすごんでいた。H自身も2日間泊まり込んでいた(昭和58年4月24日読売新聞記事)。

〔例3〕 サラ金業者の従業員自体に前借りを強制、金縛りで働かせた“タコ部屋”同然の事件。東京・千葉・埼玉などに11店を持つ中堅サラ金企業、山一物産が高利の前借金で社員をしぼり、あくどい取り立てを強制していたことがわかり、東京地裁民事11部は5日、同社にあった元社員の前借金借用書2通を証拠として保全した。元社員Yさんは、昨年12月、山一物産の社員募集に応募、その際、社長から「入社するには、前借金を借りてもらうのが条件」と言われた。Yさんは60万円を借りて入社したが、借用書には「途中退社の場合、入社時より日歩30銭にて支払います」と書かされた。入社後、Yさんは借金の取り立てに歩いたが、早朝から深夜まで、ノルマ制の取り立ては厳しく、給料からは借金返済分1万5,6千円が差し引かれた。イヤ気がさして、やめようとしたが、「借金に日歩30銭をつけて返せ」といわれ、やめるにやめられない状態、結局、体をこわし、6月末クビに。その後、利息を加え102万円の返済

要求がつけつけられた。申し立ての中でYさんは、①違約金を定めた労働契約、前借金の賃金からの相殺は労働基準法第16、17条に違反する。②暴行・脅迫などによる強制労働は同法第5条違反と主張、証拠保全を訴えた。

四 消費者金融にからむ犯罪対策

さて、こうした全国規模で深刻化する“サラ金地獄”と、その解消策は、法制・行政実務・個人のモラルの問題として、今日まで機会あるごとに検討されてきた。それは未だ抜本的対策にまで至らぬとしても、多くの議論がなされ、手が打たれ、国民の真剣な関心を集めるに至ったことは確かである。以下、「高金利」、「過剰融資」、「暴力的取立て」というサラ金三悪にどのような対処がなされているかについて考えてみたい。

(一) 法制的対処

これについては、国会においても懸案として、昭和54年以来の継続審議がなされた末、サラ金規制の二法案(以下サラ金規制法と略称)が昭和58年4月28日ようやく成立、大蔵省は11月1日施行をめどに政省令のつめがなされている。サラ金規制の二法案とは「出資の受入れ、預り金及び金利等取締りに関する法律の一部改正」(以下改正出資取締法と略称)と「貸金業の規制に関する法律」(以下貸金業規制法と略称)をさす。

1 改正出資取締法の検討と問題点

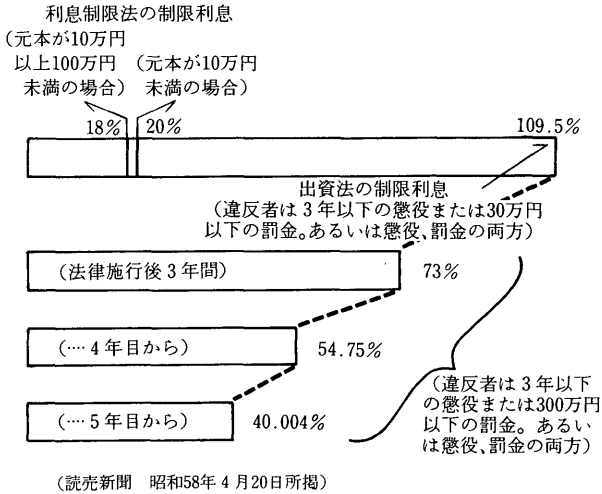
サラ金規制法で最も期待されたことは高金利の是正であり、したがって規制の決め手は金利に他ならない。ところが、わが国では貸出金利については矛盾した二つの法律があることは周知のことで、その一つ「利息制限法」は借主の民事的救済を目的とし、貸出金利は年20%と定められている。もう一つの「出資取締法」は高利貸の高金利に対する刑事制裁を目的とした法ではあるが、その貸出金利の上限は年109.5%と高いもので、およそ嫁と姑との違いがあるほどの肌違いの法であった。かてて加えて利息制限法には罰則規定がないため、サラ金はもっぱら金利の高い出資取締法の方で金利を定め運用されてきたわけ

である。したがって、サラ金規制法案をめぐる学会・弁護士会・関係官庁・与野党対立の最大の焦点は、上限金利をどの程度に認めるか、またサラ金被害者の「超過分の利払い」（過払い利息）の返還請求権をどのように取扱うのかということであった。

とりわけ、昭和54年2月5日、このことにつき弁護士連合会講堂においての『サラ金問題シンポジウム』はきわめてユニークであり、弁護士中山巖雄氏の『サラ金規制法の早期実現にむけて』、筑波大学教授中馬義直氏の『サラ金規制法案の問題点について』、関西大学教授上田昭三氏の『サラ金金利の問題点について』の各報告を基調に熱心な討議がなされ、この席上、中馬教授は上限金利の法定方法につき「(一)業者の自主規制と監督官庁の行政指導に期待して、金利について何ら触れていないもの(公明党案、全金連案)、(二)従来どおりサラ金にも利息制限法を適用し、サラ金のみにも適用する特別金利は設けず、利息制限法の金利を据え置くもの(共産党案、社会党案)、(三)サラ金にも利息制限法を適用し、サラ金のみにも適用されるべき特別金利は設けないが、利息制限法の金利は年55%程度まで引上げるもの(自民党サラ金問題小委員会案、大蔵省案)、(四)利息制限法の金利は据え置き、サラ金のみにも適用すべき上限金利を決定し、利息制限法の適用を除外するもの(日弁連案、JCFA案)」と各方面のこれまでの意見を大別、「(三)の法案のように利息制限法の金利を年55%程度にまで引上げることは、利息制限法の精神に反するものであると主張、適正金利は年36%である」と詳細なデータを示し提唱された。また上田教授は「大口の貸金業者を不当に優遇することになるだけでなく、サラ金業者にも依然として暴利を許容することになり、サラ金問題の解決にはならない。業者の団体であるJCFAの法案でさえ金利を48%と定めてあるのに、それよりも高い金利にまで引上げるということは全く理解できないことである」と批判された⁽⁹⁾。

このような討議が数年にわたり重ねられたにもかかわらず、成立したサラ金規制法には多くの問題点が指摘される。まず改正出資取締法は、刑罰の対象となる金利は最終的に年40.004%を超えた場合であり、経過措置で施行の日から3年は73%(日歩20銭)、同5年までは年54.75%(日歩15銭)と定めている。しかしこれは適正金利として学理的にも実際的にも認められる36%をはるか

サラ金規制法案の金利(年利)



に上廻り、高利を公認する業者の保護立法と言わざるを得ない。また、法施行後5年を経過した日以降においては、資金需給や経済、金融情勢、貸金業者の業務実態などを勘案し、「別に法律で定める日までの間」は依然として54.75%の高金利を容認するというもので、40.004%に下げる時期の明示がなく、消費者保護というより業者寄りの法であることは明らかである。つぎに同じく成立した貸金業規制法の特に関し問題とすべき箇所は下記の4条である。

第13条 (過剰貸付等の禁止)

貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付の契約を締結してはならない。

第21条 (取立て行為の規制)

貸金業者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについての貸金業その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするに当たって、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。(第2項は省略)

第42条 (報告徴収及び立入検査)

大蔵大臣はその登録を受けた貸金業者に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において貸金業を営む者に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係のある物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。(第2項・第3項は省略)

第43条 (任意に支払った場合のみなし弁済)

貸金業者が業として行う金銭を目的とする消費貸借上の利息(利息制限法第3条の規定により利息とみなされるものを含む)の契約に基づき、債務者が利息として任意に支払った金銭の額が、同法第1条第1項に定める利息の制限額を超える場合において、その支払が次の各号に該当するときは、当該超過分の支払は、同項の規定にかかわらず、有効な利息の債務の弁済とみなす。

- 1, 第17条第1項又は第2項に規定する書面(契約書面)を交付している場合におけるその交付をしている者に対する貸付けの契約に基づく支払。
- 2, 第18条第1項に規定する書面(受取証書)を交付した場合における同項の弁済による支払(第2, 第3項は省略)

このうち、第13条については、ずさんな業者の信用調査を改めさせる趣旨であるが、この個人の返済能力の調査機関・信用情報機関については次項の実務的対処(行政的対処)の説明に譲ることとし、第21条においては、強引無情な取立てを改めることにある。しかし暴力的取立て禁止の内容が乏しく、法条が抽象的で実際上の適用が困難である。少なくとも日弁連案第45条に「正当な理由なく早朝、深夜に訪問し」、「威迫を交えた言動をもって」、「みだりに継続反復して電話電報を用い」といった具体的禁止規定を折り込まねばならぬものである。判例においても、すでに下記のごとく判示がみられるものである。

(判例1) 不当利得返還請求訴訟進行中の包括的禁止命令

債務者は、自らまたは代理人をして債務者および債務者の家族に対し別紙目録記載の金銭消費貸借契約に関する請求催告その他一切の連絡をしてはな

らない（神戸地裁尼崎支部・昭和53年11月14日判決）。

（判例2）残務債務の取立行為規制命令

債権者らは債務者らに対し別紙契約目的に記載の金銭消費貸借契約にもとづく債務について、左記の内容の債務取立行為をしてはならず、又社員又は第三者をして左記の内容の債務取立行為をさせてはならない。

記

- (1) 午前8時から同12時及び午前0時から同9時までの間に債務者宅を訪問し又は同人ら宅に電話をすることによる債務取立行為。
- (2) 右(1)記載の時間において債務者宅を訪問し同人の立退要求を無視して、同人ら宅に居すわることによる債務の取立行為。
- (3) 債務者らの勤務先を訪問し、同人に面会を求めることによる債務の取立行為。
- (4) その他、威力、脅迫をもちいての債務の取立行為（神戸地裁尼崎支部・昭和53年9月12日判決）。

第42条については、現在の届出制によるサラ金業者を登録制に改め、監督官庁（大蔵省の各財務局・都道府県）に悪質業者への立入検査、業務停止命令、登録抹消権を与えようとするものである。ただ従来は届け出だけで営業ができたため、業者の数は18万ないし20万といわれ、うち実際に営業しているのは9万ないし10万と推定されている。今後、これらの業者の中から悪徳業者を摘発し洗い出し、厳しい監視体制を敷こうとするわけであるが、そのきめこまかな個別指導には事実上限界があると云えよう。

第43条に示す任意に支払った場合のみなし弁済規定の立法趣旨は、利息の天引、諸名義の手数料、商品の抱き合わせなどを禁じるものであって、具体的に説明すれば、本来、元本支払に充当すべき利息の天引は正当でないとし、礼金・調査料・割引料・手数料等名義による取得はみなし利息とし、商品の抱き合わせは、借主の弱味につけ込んで低廉・粗悪な商品売りつける悪質な販売利益であり、実質利息とみなすと云うものである。しかし、この43条の規定は、

本法所定の制限を超える利息・損害金を任意に支払った場合において、制限超過部分の元本充当により計算上元本が完済となったときは、債務者はそ

の後に債務の不存在を知らないで支払った金額につき返還を請求することができる（昭和43年11月13日最高裁判所・民集22-12-2526）

という、判り易く云えば20%を超えた「過払い利息」の返還請求権を認めた判例を排除するものである。この判例はこれまでサラ金地獄に陥ちた被害者救済の有力唯一の手段としてあったもので、判例は被害者救済の視点から利息制限法第1条所定の最高利息を超えて支払われた利息分は、元本の返済分とみなすとされてきたが、本条により、追いつめられたサラ金地獄の被害者が、やりくり算段、無理に無理を重ねた挙句、泣く泣く払った過払い利息も、楯とする判例がスポイルされたことにより返還請求権が失われ、血のにじむ返済努力も無視され、利息の債務弁済が単に型通り有効になされたにすぎぬものとされたわけである。これでは利息制限法の恩恵は一切なくなったことになる。ここに被害者保護に立った最高裁判例を否定してまで盛りこまれた本条に深い疑問を感じる所で、ここにも歴然とした業者保護立法との非難が免れぬわけである。

ただこの問題は、その後の「みなし利息」に関して、

消費貸借に際し、費用名義で金銭が交付されても、それが現実には費用として支出されなかったときは、利息の天引がなされなかったものとみなされる。（昭和46年6月10日最高裁判例・判例時報638号70頁）

との判示があり、賠償額予定の制限については、

金銭を目的とする消費貸借上の債務不履行による賠償額は、特約がないときは、第1条により制限された約定利率による。（昭和43年7月17日最高裁大法廷判例・民集22-7-1505）

との判示があり、今後は利息制限法とその関係判例および成立したサラ金規制法との一層の調整に期待し、方向づけがなされよう。特に後者の利息制限法所定の制限をこえる利息の定めのある金銭消費貸借において遅延損害金について特約のない場合の遅延損害金の率をめぐる「昭和40年(特)第959号貸借請求事件」（前掲民集22-7-1505）について、奥野裁判官ほかの反対意見として、

民法第419条1項本文は、金銭債務の不履行について、損害賠償の額は、法定利率によることを原則としながら、その但書として、約定利率が、法定利率をこえるときは、約定利率によるものと規定している。これは、金銭債

務につき当事者が、法定利率をこえる約定利率を定めているときは、特別の定めのない限り、当事者の意思は、弁済期の前後を通じて、右約定利率による利息（対価）を授受する趣旨であると解するのが相当であるとの考えに基づいたものと思われる。⁽¹⁰⁾

との意見も重要であり、特約をめぐる検討とも平行して総合的な解決点が考えられてゆこう。

（二）実務的対処

商事法理の展開として、法定利率・不履行による損害賠償などといった定型の問題は、本来的にいって法条に定める公式どおりのものであり、いかに特殊の論理・注釈を編み出しても、経済的合理の実体を充足することは可なりに難かしいものである。要は、その法条を合目的に適切に運用する側面の方が重要であり肝要であるともいえる。順法精神に訴えるべきもの、商業道徳に訴えるべきものがそれであり、法改正もさることながら、サラ金の問題はむしろそこにあるともいえる。法律ができたからといって、悪質な行為がなくなるという保証はないわけである。したがって、まずサラ金業者側についての問題であるが、小額金銭の貸し方と正しい回収法など、キメ細かい業務規制を行政指導すべきことは多い。サラ金地獄には借手側にも問題が大きいことは言うまでもなく、次項で触れることとするが、サラ金業者が庶民金融の原点に立ち帰り、いわゆるサラ金のルーツである“慈善家の事業”“おばさんの家”という営利とは云え良心的な公益事業の一端に連なるものであるならば、まず何より貸金業のモラルを高め、必要な知識と良識ある職業倫理を身につけねばならない。高利貸についての批判的な小説には『ベニスの商人』や『金色夜叉』が著名であり、金色夜叉に出てくる高利貸の主人公鰐淵直行は、父の職業を恥じて非難する息子直道に、

お前は能う此家業を不正じやの汚い^{けがわし}のと言ふけれど、財を儲くるに君子の道を行うてゆく商売が何処に在るか。我々が高利の金を貸す、如何にも高利じや、何^{なん}ぞ高利か、可^かえか、無^な抵^{たい}当^{たう}じや、そりや、借る方に無^な抵^{たい}当^{たう}という便利を与ふるから、その便利に対する報酬として利が高いのじやらう。（中略）

利が高くて不当と思ふなら、始から借らんが可^かえ、そんな高利を借りても急を拯^{すく}はにや措^{おか}れんくらいの困難が様々にある今の社会じや、高利貸を不正と謂^いふなら、その不正の高利貸を作つた社会が不正なんじや、必要の上から借りる者があるで、貸^かす者がある。なんぼ貸したうても借る者が無^なけりや、我々の家業は成り立ちは為^なん。その必要を見込んで仕事を為るが則ち営業の魂なんじや。

と云つてのけるくだりがある。しかし、その中から今日でも通用する学ぶべき言葉があるのである。まして時代は当時と比較して大きく飛躍、欲望を無限に充たそうとする消費大衆社会になっている現在、云うなればサラ金業者は消費者信用産業の一分野をになうれっきとした業者として、実務的な行政指導を待つまでもなく、業者自身の自浄作用により貸金業者としてふさわしい者のみが開業を認められ、社会的に（サラ金に対する）ニーズがある限り、その現実を直視して対応する職業的使命があるわけである。

サラ金業者に対する業務上の改善点を求めるとすれば無数にあるが、ここでは、①勧誘行為の規制、②貸付規制、③取立規制の三点につき若干考えてみることにする。

① 勧誘行為の規制

これはチラシ、車内掲示、週刊誌などにみる広告の出し方一つにしても、いかにも手軽に、大した金利もなく借りられるような文句が並べられ、清潔感あふれる堅実な主婦の姿や、レジャーなど夢をさそうイラストが配されるなど、およそ借金が何の苦もないもののような日常的イメージを与えている。これは借り手の警戒心を消去しようとする営業上の戦術であり、借金への抵抗感覚を麻痺させるほど巧妙に華やかにできている。しかし、不当表示の一例を示せば、

12万円を日歩25銭（年率91.25%）で1年間借りた場合でも返済方式の違いによって支払利息の総額は違ってくる。

元利均等分割返済方式＝5万8,500円

自由返済方式＝10万9,500円

書き換え方式＝16万5,800円

こうした違いを知らせることなく、日歩25銭だけを強調して顧客を釣るとい

うのは、明らかに不当表示であり、誇大広告である。⁽¹¹⁾

といった記事は数多くみられる。勧誘にあっては、借主に誤りのないセクションと貸付条件を示すことが契約前段階での借主保護の重要な配慮である。イギリスでは古くから“買主をして警戒せしめよ”(Hamilton Caveat Emptor, 3 E・s.s. 280)ということが俗言としてあり、買主が本当に気に入った物を十分納得ゆくまで吟味し探させ、そうして契約が交わされるといわれ、19世紀初頭には売主の黙示的担保の法理(implied warranty)というルールが形成され認め合われていたことを思い起すのである。

② 貸付規制

割賦販売法第4条には「割賦販売業者は、指定商品に係る割賦販売の契約を締結したときは、遅延なく、通商産業省令で定めるところにより、次の事項について契約の内容を明らかにする書面を購入者に交付しなければならない」として、7項目の内容が例示されている。サラ金の貸付も当然こうした契約内容公示の原則に準じ、契約内容である貸付金額・担保・金利の制限が開示されねばならず、借主に対し書面の交付がなされねばならない。

つぎに、サラ金は借主の信用調査は重要な欠くべからざる業務であり、その弁済能力の調査は、例えばイギリスでは古く1893年の動産売買法、1973年の動産供給法制定のときにその制度が付随してあり、アメリカでも連邦消費者信用保護法により詳細な信用調査制度を整えて、消費者である買主保護に法的な措置がなされている。わが国でも近年ようやくオンライン・システムがこの分野に広く採られ、信用状態のチェックにあたっている。特にサラ金業界での信用情報データベースは、全国信用情報センター(JDB)として2,000社が加盟しているもののほか、日本割賦協会・庶民金融業協会・全国銀行協会などがあり、かなりのネット・ワークでもって不良債権および多重債務者のチェックがなされている。今後は調査機関の統合が業界の課題といえよう。

しかしながら、このような貸付規制のいっぽうにおいて、実は一般大衆には余り知らされていなかったものであるが、前々より大手都銀・信託銀行・地銀・相銀・外国銀行・生保・損保から商工中金(商工組合中央金庫)など148社が3,800億円もの金を、ダミーを使って迂回融資するなど、サラ金の助っ人役を果

していることが明るみに出ている（昭和58年4月19日朝日・毎日・読売新聞各記事）。このことは、二の項においてすでに若干触れた所ではあるが、サラ金の資金に大手が大きなパイプとして撃がっているわけで、利ざやが大きいと云うだけで安易に銀行がサラ金に大金を流し過剰融資の火に油を注いで助長しているようでは、銀行がサラ金のあと押しをし、高金利を追認していることになり、サラ金規制法は施行を待つまでもなくザル法と云わざるを得ない。

また、こうした実態がある限り、大学教育などで、例えば「銀行制度は、形態的な組織や集中という点からみれば、およそ資本主義的生産様式がつくりだす最も人工的な最も完成した産物」とか「資本主義的生産様式が存続するかぎり、利子生み資本はその諸形態の一つとして存続するのであって、実際にこの生産様式の信用制度の基礎をなしている⁽¹²⁾」といった銀行制度論・金融論は正当に教えられないわけである。この事実は大きな社会的批判を浴び、昭和58年4月27日、大蔵省は銀行局長の名で全金融機関に対し、サラ金業者への新規融資を自粛するよう通達、事実上の新規融資凍結の方針をうち出してはいる。サラ金はこれまで余りに融通無礙^{むげん}で、どこかで枠と押えが必要であっただけに、この措置は遅きに失した感は深い⁽¹²⁾が、その効果を期待したい。小原鉄太郎全国信用金庫連合会長が「現代の高利貸は、国民に返す力もないのに金を貸す。麻薬をどんどん飲ませる。強いのは泥棒、引ったくりでもして生き延び、弱いものは返せと迫られて、心中したり、流民と化す。しかも、公共性があるべき金融機関までが高利貸の親になっている。国会、政府の連中も平気でやらせている。治安は乱れ、兇悪犯罪ははびこる。資金パイプの蛇口を早く閉めなければ大変なことになる⁽¹³⁾」と述べているが、まさにその通りといえる。

貸付規制につき、さらに触れておくべき点と云えば不利益行為の禁止である。短期で利息を元本に組入れ複利（重利）の計算でもって不当な金利をかせぐとか、先述したごとき商品の抱き合わせ、借主・保証人から白紙委任状をとり、延滞時にサラ金業者側に好都合な公正証書に利用、差押えの武器とするなどの手口である。

③ 取立規制

これについては、すでに概略触れたため省記するが、貸主・借主の間に所

定の借用書・金銭消費貸借契約書の作成がなされ、不都合ある場合には借主の返済延期願あるいは、その念書という方法も平穩に受け入れるだけの取立て方法が介在することを常に望みたい。

(三) 個人的対処

最後にサラ金地獄に対し借主である個人、すなわち本人はいかに対処すべきか、また本人でなくとも個人としてこの問題にどのような心構えをもって臨むべきかにつき考えねばならないと思う。理屈として「借りたものを返すのは小学生でも解る常識」と云ってしまえばそれまでのことであるが、サラ金地獄にあえぐ対象者は、

1. 生活維持のため（生活費補填・交際費支出）26%
2. 不慮の出資に対処するため（保証人として借金弁済・病気や事故・借金返済・教育費支出）27%.
3. 遊興費捻出のため（ギャンブル資金）21%
4. その他（事業資金調達など）26%

（昭和58年4月22日朝日新聞記事）

となっている。これらの事情はともあれ、生活行動研究所主任研究員の西ヶ谷葉子氏は「景気が低迷しているとはいえ、かつての物不足の時代とは異なり、今の日本人は飢えを知らない。金がなくて物が買えないのではなく、金があっても不要なものは買わない。でありながら、必要とあれば、借金をしてでも買う」、「欲しいものは無理をしても手に入れたい、という人が多くなった。ローンとかクレジットという形の借金に対する抵抗がなくなったのが現代の特徴といえる」（昭和58年5月21日読売新聞・論点「とらえにくい消費者像」）と評し、現代の日本人の金銭感覚や金銭哲学が大きく変容していることを指摘している。そうであるならば、端的な金銭の諺として今に伝わる幾つかの言葉を連想して比較吟味することも、また一考といえよう。すなわち、

金の貸借不和のもと 交わり金を断つ
金を貸せば友を失う 一円貸すより一銭恵め
朝起き悪い者に金貸すな

金の値打ちは借りるとわかる

金を借りるは憂いを借りる

ありそうで無いのが金 なさそうで有るのが借金

借りるときの恵^{ひき}比^ひ須^す顔 返すときの闇^{くろ}魔^ま顔

金の切れ目が縁の切れ目

寄付と女は勧められても気がなければできぬ

利息をとるより利息を払うな

利を思うより利を省け

金は三欠く（義理・人情・交際を云う）に溜まる

安物買いの銭失い 安かろう悪かろう

不用な物は一銭でも高い

知恵は出し使い 金は儲け使い

富に経業なし 利は元にあり

利によりて行えば怨み多し

理屈商人金儲けず 片手間の商いに利なし

欲しくて買うな 惜しくて売れ

富んでは驕る 貧しきはへつらう

金の怨みの世の中

裁つはカミソリ 立たぬは身上 有るは借金 無いのは金

足るを知らざる者は富といえども貧し

学者に二代なく 長者三代伝わらず

金は天下の回りもの 金は来たり、また去るもの、金と水とは湧き物、貧乏

難儀は時の回り、貧乏は世の常、人の常、金は足りなくして走る、金と子

供は片廻り

地獄の沙汰も金次第

という次第である。世は変わっても金からむ人の気持は変わっていないよう

である。ただ眼の前の借金はこうした諺に感心している余裕などある筈もなく、

イギリスでは、かつて家族揃って債務監獄（民事監獄）に収監され執達吏に全
てを吸い取られるため“スポンジング・ハウス”と俗称された。これはディケ

ンズの小説『リトル・ドリット』、『ピック・ウィック』にも詳しく描写されている。

わが国の現行制度では、罰金の支払不能で労役場留置という、監獄(刑務所)内での代替執行処分はあるが、サラ金で支払不能となっても債務監獄への収監という措置はない。その多くは裁判所への事件係属となるもので、

地方・簡易裁判所の案件は、いまや8～9割がクレジット、その大半がサラ金案件だ。皮肉なことに税務署がこれにひと役を買っている。なぜなら、税務署がサラ金の貸倒償却をなかなか認めないため、サラ金もその証拠づくりのため、どんどん裁判ざたにしているというわけだ。一方、多重債務者が弁護士に頼みこんでも案件が多く、かつ弁護士にとっては手数の割にもうからず積極的に手掛けようとしなない。つまり、この状態が続けば消費者金融は自爆しかねない。「自らまいたタネであり、傷を負ってもやむを得ない」(植田蒼日本割賦協会専務理事)⁽¹⁵⁾ともいえる事態に陥っているのだ。

とその実情が伝えられているごとくである。また、もう一つの解決法は弁護士事務所に駆け込み借金の一部始終を打明けることである。弁護士は本人の資産・経済状況を克明に調査、破産法に基づく自己破産の申請を裁判所に提出、さらに免責の申立てもするわけである。裁判所は事情を斟酌しそれを認めれば、本人の全財産は没収せられるが、その借金は棒引きとなり、零から第二の人生をやり直すことが出来るのである。

さらにもう一つの解決法は完済に向け一家総動員で対処することである。

つまり、夫にも家族にも、家計のピンチを知らせるよう心がけるのも、サラ金の予防と脱出の方法と云えよう。Aさんの場合、弁護士に相談して38社の借金と返済金を洗い直したところ、14社が利息の取り過ぎとわかった。この過払いの元本組入れなどを、弁護士を通じて交渉し、21万円が戻り、残りの業者分には利息と元金を再計算して毎月約5,000円ずつ返済を始めた。就職した子どもも応援し、実家の母からの応援もあって、昨年“一件落着”となった(昭和58年5月20日読売新聞記事)。

このほか、わが国の中・高齢層では、今なお金を借りることを恥じる観念が強く、またその習慣に乏しく不馴れであると云える。このため一家無理心中

か犯罪かという両極端に陥る場合が多いものであるが、サラ金の公的相談窓口があることも予備知識として知っておくべきであり、大いに活用すべきである。

東京の場合は、

東京弁護士会法律相談センター

(東京都千代田区霞ヶ関1～1～4, 電話 03-581-2201)

東京都庶民金融業協会金融110番委員会

(東京都港区三田3～7～13, 電話 03-455-8451)

日本消費者金融協会関東支部苦情処理委員会

(東京都豊島区東池袋3～1～1, サンシャイン60-18階, 電話03-987-0220)

東京都都民相談課

(東京都千代田区丸の内3～8～1, 都庁第3庁舎2階, 電話 03-212-5755)

東京都金融課

(同都庁第3庁舎9階, 電話 03-212-5111 内線 31-618, 31-619)

であり、道府県・市区町村では住民相談担当者か弁護士会に設けられている場合もある。

このほか、サラ金をどうしても借りねばならぬ事情が生じた場合には、○返済に充てる資金のメドはあるか、アルバイト収入や妻の副収入を過大に評価しない、○借金の相談は家族全員で、○金利、返済方法など貸し付け条件を明確に説明できる業者を選ぶ、○契約書をよく読んでから押印する、○他人には名義を貸さない、他人から名義を借りない、○返済が遅れそうになったら、理由と返済予定日を業者に連絡する、他の業者から借りて返済するのは避ける、○返済したら、受領証を求め、保存する(昭和58年4月20日読売新聞記事)との助言がみられ、参考とされる。

サラ金はこのように最終的には個人に帰責する問題ではあるが、これには検討すべき周辺の因子もあり、小林謙一の『二重構造論争と雇用・失業問題』(経済評論・1983年1月号26頁以下)は不況という社会的背景から論考、上村淳三の『消費者行動の実証研究Ⅰ』—購売計画と行動とのギャップを探る—(季刊・消費と流通23号69頁)は消費需要を予測する心理的要因などを基調としたオリジナルな研究として注目でき、経済企画庁総合計画局編『2000年の日本』

9号—20年後の国民生活の予測調査—, 同10号—長期展望テクニカル・レポート—などは統計数値がきわめて精密な労作で, 特に同10号136頁に示す消費性向関数・純金融資産蓄積関数は将来の家計消費・貯蓄行動を分析予測したもので, サラ金対策をも含め, 今後はこのような関数による推定が可能となるものであろう. また財団法人の河上記念財団では昭和58年12月1日を締切として『家計の行動パターンの変化と金融』という懸賞論文が出されている. これは消費者金融を考察する上においても, まことに好個のものである.

サラ金地獄に陥っている人々には, まことに理不尽な不幸に際会しての同情すべき人々もあれば, 底の浅い繁栄の中の落とし子ともいえる自業自得の落伍者である人々もあることは確かであるが, いまその理由の如何を問うことよりも, まずその防止に全力を尽すべき必要のある大きな社会問題, 大衆社会の病根となっている現実を, 国民的立場から連帯意識をもって直視し, 公的対策をとにかく早急に打出してゆかねばならない. したがってサラ金規制法の合理的・誠実な施行, いま挙げたようなサラ金や消費者の在り方, 展望を把え分析する諸研究を重ねるいっぽう, 実際的な活動, 例えばフランスでは公営質屋しか認められていないように, 小口の借金は貸金業者からではなく, 市民から市民へという発想の市民貯蓄共済組合で, 市民同士の自助努力を推進してゆくことも実現可能なことである.

最後にサラ金に対する所感ともお互いの戒めともしたい呼びかけとして,

- ①互いに借りないこと, 節約は美德と認め合おう.
- ②欲しい物は前借りでなく貯えてから買う習慣を身につけよう.
- ③われわれ市民は, サラ金についての正確な知識・予備知識を学んでおこう.
- ④長い間野放しとなった暴利のサラ金規制法の運用を厳しく見守ってゆこう.
- ⑤金銭的危機にいつでも対処できる毅然とした人生哲学をもとう.

と云うことを記しておこう. そうして, おこがましいことではあるが, そのうちサラ金業界も法規制で大きく再編成され, 淘汰され, 恐らく“貸せば救われ, 報いられる小額金融”といった金看板が市民に親しまれ, 本来の金融使命が市民に評価されようし, 市民もサラ金禍などに災いなく, 不動の社会的信用を築

きつつ、賢明な消費感覚をもって生きていくことになろう。

思うに、日進月歩した機械文明と共に、人間の信用も進歩しなければならない。と同時に、その信用の高さは人間の主体性確立の度合いであらねばならない。⁽¹⁶⁾

〔注〕

- (1) 富山康吉『現代資本主義と法の理論』法律文化社。第3刷21頁。22頁。
- (2) 石井照久『商法論集』勁草書房11頁。15頁。
- (3) 磯崎史郎『不況下に急成長したサラ金業界の内幕』朝日ジャーナル。昭和53年6月30日号36頁。
- (4) 福間政明『サラ金症候群。異常膨張の果ての自縄自縛』週刊東洋経済。昭和58年5月14日号88頁。
- (5) 川口弘。川合一郎編集『金融論講座』2。現代の金融理論。有斐閣。209頁。
- (6) 法務総合研究所『犯罪白書』昭和56年版134頁。136頁。
- (7) 木村達也『サラ金被害の実態。その類型化』法律時報51巻5号55頁以下。
- (8) 小田晋『サラ金地獄の心理と病理』特集。我慢を忘れた日本人（経済往来）1983年6月号74頁。
- (9) 木村達也。名城潔稿『サラ金規制法はどうあるべきか』日弁連サラ金シンポジウムから—法律時報51巻5号66頁。
- (10) 大隅健一郎『私と商事判例』商事法務研究会。411頁。
- (11) 伊賀隆『サラ金地獄』—非難から超克へ—消費者は「お金産直で自衛せよ」週刊エコノミスト昭和58年5月24日号24頁。
- (12) 伊藤武『金融の基礎理論』法律文化社。1971年60頁。
- (13) 前掲書。注(4)84頁。
- (14) ジョン。ハワード『監獄事情』矯正協会。1947年。
- (15) 前掲書。注(4)89頁。
- (16) 本稿は論証というよりサラ金問題として点在する演習素材の提供指摘に狙いがあり、そこに重点を置いたことをことわっておきたい。

〈参考文献〉

- 川口弘『ケインズ経済学研究』中央大学出版部。1953年第2章。
伊東光晴『ケインズ』岩波新書。1962年。

名東孝二・長谷川慶太郎編『地下経済の生態』東洋経済新報社・1982年10月・221頁。

斉藤精一郎『アングラマネー』講談社・1982年10月・294頁。

三浦賢一郎『悪のゲーム・コンピューター犯罪』東洋経済新報社・1982年。

渋谷隆一編『サラリーマン金融の実証的研究』日本経済評論社・1978年。

大和銀行『米国民間金融機関の収益動向』経済調査414号14頁。

林敏雄『消費者信用市場の動向と金融機関の対応』金融427号12頁。

池屋和人『貸出市場における相対交渉』経済研究（一橋大学）33巻4号6頁。

岩橋昭広『戦後金融市場における政策金融の位置と機能』大阪市立大学論集42巻30頁。

木村達也『サラリーマン金融の実態と問題点』ジュリスト645号・1977年8月1日。

中馬義直『出資取締法と利息制限法の関係』ジュリスト664号・1978年5月15日。

梅本弘『サラ金問題の解決と方向』法律時報619号・1979年5月1日号。

椿寿夫『サラ金規制諸法案について』月刊パーソナル・ローン・1978年12月号および1979年1月号・2月号連載。

志田弘一・小沢有朋『個人取引における金融サービスの拡張策』金融433号41頁。

J. G. K. Wicksell, Geldzins und Güterpreise, 1898.

K. G. Myrdal, Der Gleichgewichtsbegriff als Instrument der geldtheoretischen Analyse, 1933.

National Consumer Finance Ass'n "NCFA Research Report on Finance Companies in 1976," June 1977.